

# 福知山市共同募金配分金助成事業 実施要項

## 1. 目的

この要項は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために活動する住民団体、ボランティア団体、福祉団体等を応援することを目的に、福知山市共同募金委員会（以下「本会」という）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

## 2. 対象団体

福知山市内で活動する地区福祉推進組織、地区民生児童委員協議会、自治会等の住民団体及び福祉団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人とし、共同募金運動に積極的に参加でき、その運営が非営利で、会則・事業計画・予算決算等が整備されている団体等とする。

## 3. 対象事業及び事業区分

(1) 助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ① 福祉課題解決に向けた取組みや、福祉推進のための学習事業
- ② 見守り訪問活動
- ③ 居場所づくり活動や地域福祉にかかる交流活動
- ④ 地域の住民団体、福祉団体、社会福祉協議会等と福知山市内の小・中学校、高等学校、保育園・こども園・幼稚園、児童館・児童センター等とが共同で行う福祉学習活動
- ⑤ 社会福祉協議会が地域福祉活動計画に基づき行う活動
- ⑥ その他、本会で認められた地域福祉推進事業

(2) 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は、助成対象としない。

- ① 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
- ② 宗教、政党、組合などの目的を達成する手段として行う事業及び組織構成員の互助共済を主たる目的とする事業
- ③ 特定の個人的活動又はそれに類する事業
- ④ 他団体又は下部組織への助成を目的とする事業
- ⑤ 営利を目的とする事業
- ⑥ 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体又は個人が行う事業
- ⑦ その他共同募金の趣旨にそぐわない事業

## 4. 助成金額及び対象経費

対象経費については、「福知山市共同募金配分金助成事業実施と報告にあたっての留意事項」（別紙）のとおり、事業実施に係る必要な経費とする。

また、申請が多数の場合や事業内容等により、交付決定額が申請額どおりとはならない場合がある。

## 5. 助成金交付申請

助成を受けようとする団体等（以下、申請者）という。）は、本会が定める申請期間中に、実施申請書及び収支予算書（様式1）と必要な書類を添付し、本会に申請しなければならない。

## 6. 審査・交付決定

申請のあった内容は、本会審査委員会で審査し、本会運営委員会において助成の交付の適否を決定のうえ、決定通知書により申請者に通知する。

## 7. 助成事業の変更等

申請者は助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更又は中止しようとするときは、事前に変更実施申請書（様式3）または辞退届（様式4）を本会に提出し、承認を得なければならない。

## 8. 事業実施報告及び助成金の交付

助成を受けた団体等は、事業完了後1ヶ月以内または3月上旬の本会が指定する日までに、実施報告書及び収支決算書（様式2）と経費の支出を証明する書類を添えて、本会に提出しなければならない。

## 9. 交付決定の取消し等

本会は虚偽の申請や経理状況が極めて不良と認められた場合は、助成の決定を遡って取り消すことができる。また、助成金交付後に虚偽の申請等が発覚したときは、交付金を返還させることができる。

## 10. 助成金の経理

助成を受けた団体等は、助成金の使途経理について常時明らかにしておかなければならない。また、本会及び京都府共同募金会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿等を呈示するものとし、監査に応じるものとする。

## 11. 周知及び広報

(1) 助成を受けた団体等は、助成事業が共同募金の配分を受けた事業であることを住民及び団体等の構成員に周知しなければならない。

(2) 助成事業に係る申請書や報告書の内容と写真等については、中央共同募金会、京都府共同募金会等の共同募金会、及び本会事務局である福知山市社会福祉協議会のホームページ、SNS、広報誌等の広報物に掲載することができるものとする。

## 附則

1 この要項は令和6年5月30日から施行し、令和6年度に助成が決定した事業から適用する。